



2026 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 三菱化工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田中 利一
(コード番号:6331 東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 宮越 洋輔
(TEL. 044-333-5354)

譲渡制限付株式報酬制度の導入、及び業績連動型株式報酬制度 の再設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2027 年 4 月 1 日付にて実施予定の月島ホールディングス株式会社との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を踏まえた役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入し、また、既存の業績連動型株式報酬制度の内容を再設定することについて決議し、本件に関する議案を 2026 年 12 月 4 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プレスリリースにおいて使用している用語は、別途定義しているものを除き、2026 年 9 月 30 日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）において用いられている用語と同じ意味で使用しております。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

譲渡制限付株式報酬制度は、対象となる役員に対して譲渡制限付株式の割当てのための金銭債権を報酬として支給し、当該役員が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものです。

今般、本経営統合に伴い、これまで月島ホールディングスが同社の取締役（社外取締役を除く。）に対して導入していた譲渡制限付株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにより、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に本経営統合後の三菱月島化工機ホールディングスグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象に、非金銭報酬等として、新たに譲渡制限付株式に係る報酬枠を設定することといたしたいと存じます。本臨時株主総会における譲渡制限付株式報酬制度に係る議案（以下「本譲渡制限付株式報酬議案」といいます。）による譲渡制限付株式報酬制度の報酬枠は、本臨時株主総会における第 7 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」及び第 12 号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」において審議予定の報酬枠とは別枠として設定するものです。当該各議案につきましては、本日付で公表いたしました「臨時株主総会付議議案の内容の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本譲渡制限付株式報酬議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 50 百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。但

し、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式報酬議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 25,000 株以内といたします（但し、本譲渡制限付株式報酬議案が原案どおり承認可決され、同議案に係る報酬決定の効力が発生した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）。

なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（１） 譲渡制限期間

対象取締役は、割当てを受けた日から、３年間から 30 年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２） 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３） 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（２）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位のいずれからも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４） 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規

定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本譲渡制限付株式報酬議案に係る報酬決定の効力は、本臨時株主総会において、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件(1)」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第6号議案「経営統合に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び本譲渡制限付株式報酬議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日(2027年4月1日(予定))に生じるものといたします。なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員並びに当社子会社の取締役及び委任契約の執行役員の一部に対しても、対象取締役に対するものと概ね同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により割り当てる予定です。

2. 業績連動型株式報酬制度の再設定

2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において導入を決議いただき、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会及び2025年6月27日開催の第101回定時株主総会において制度の一部改定及び対象者の拡大についてそれぞれ決議いただいております、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度(以下「本業績連動型株式報酬制度」といいます。)につき、今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、本業績連動型株式報酬制度において当社が拠出する金員を1事業年度当たり0.6億円以内とし、信託期間中1事業年度に対象取締役及び当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員(国内非居住者を除き、以下対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。)に付与されるポイント数(株式数)を9,000ポイント(27,000株相当)以内と改めて設定させていただきたいと存じます。本臨時株主総会における本業績連動型株式報酬制度に係る議案(以下「本業績連動型株式報酬議案」といいます。)による報酬枠は、本臨時株主総会における第7号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件」及び第11号議案「取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」において審議予定の報酬枠とは別枠として設定するものです。当該各議案につきましては、本日付で公表いたしました「臨時株主総会付議案の内容の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本業績連動型株式報酬議案に係る報酬決定の効力は、本臨時株主総会において、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件(1)」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第6号議案「経営統合に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び本業績連動型株式報酬議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日(2027年4月1日(予定))に生じるものといたします。

(1) 本業績連動型株式報酬制度の概要

本業績連動型株式報酬制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の交付及び給付(以下「交付等」といいます。)を行う株式報酬制度です。(詳細は下記(2)以降のとおりです。)

①本業績連動型株式報酬議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) ・当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員(国内非居住者を除く。)
②当社が拠出する金員の上限(下記(2)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度当たりの上限額である0.6億円に当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度に応じた事業年度数を乗じた額(なお、2025年度から開始している現行の対象期間については3事業年度を対象として1.8億円)
③本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む。)の数の上限及び当社株式の取得方法(下記(2)及び(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度当たりに対象取締役等に付与される付与ポイント数の上限は9,000ポイントに対象期間に応じた事業年度数を乗じた数(なお、2025年度から開始している現行の対象期間については3事業年度を対象として27,000ポイント) ・当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数(2026年9月30日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.12% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
④業績達成条件の内容(下記(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・業績連動部分につき、毎事業年度の会社業績指数(連結売上高等)の経営計画に対する達成度に応じて変動(0~150%の範囲で決定) ※足元は本経営統合の過渡期であるために連結売上高を採用するが、2028年度以降は新たな中期経営計画に基づき、指標を見直す予定
⑤対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本業績連動型株式報酬制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とします。なお、今後、外部環境に応じて中期経営計画の対象となる期間を見直した場合には、当該期間に対応した期間を対象期間として定めることとします。

当社は、1事業年度ごとに、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、0.6億円(2025年度から開始している現行の対象期間については3事業年度を対象として1.8億円)を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とし、対象期間を対象とした信託(以下「本信託」といいます。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、毎年、対象取締役等に付与ポイント(下記(3)に定めます。)の付与を行い、対象取締役等が当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後(対象取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じです。)に付与ポイントの累積値(以下「累積ポイント数」といいます。)に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を対象期間に合わせて延長します。当社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1事業年度当たりの上限額である0.6億円に対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

(3) 対象者（受益者要件）

対象取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数（下記(4)に定めます。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降、対象取締役等として在任していたこと（制度開始日以降に新たに対象取締役等となった者を含む。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 対象取締役等を退任していること
- ④ 自己都合若しくは解任により退任した者（但し、病気又は怪我その他当社の取締役会が正当と認める理由がある者を除く。）、在任中に一定の非違行為があった者又は会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ⑤ 下記(4)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 対象取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）の算定方法及び上限

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝3株（2025年4月1日を効力発生日とする、当社普通株式1株を3株とする株式分割を反映）とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、以下に定める基本ポイントの算定式及び1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）を調整します。

対象取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められる基本ポイントのうち50%を「業績連動部分」、残りの50%を「非業績連動部分」とし、以下の算定式で計算されるポイントが付与ポイントとして分けて付与されます。

「業績連動部分」は各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～150%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の統合シナジーの早期実現と業績向上を目指すインセンティブとします。足元は経営統合の過渡期であるために連結売上高を採用しますが、2028年度以降は新たな中期経営計画に基づき、指標を見直す予定です。

なお、対象期間中の各事業年度に対応する職務執行期間の途中で退任した対象取締役等（各事業年度末又は定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等を除く。）には、当該対象取締役等の直前の職務執行期間の開始から退任時までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与されます。また、各事業年度末又は定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等に対しては、最後の職務執行期間に応じた基本ポイントに、事業年度末に退任する場合は当該事業年度、定時株主総会にて退任する場合には定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て） ÷ 3

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 50% + 基本ポイント × 50% × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に対象取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり9,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（5） 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等が当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後（死亡時を除きます。）に、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該累積ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、死亡後に上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

（6） 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

（7） クローバック

決算上の重大な過失・不正による決算内容の重大な修正、決算関連以外でも当社企業価値に影響を与える重大な不正・違反が生じた場合、当社は、対象取締役等に対し、本業績連動型株式報酬制度における交付済み株式数（納税資金のために売却した株式数を含みます。）に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部又は全額の返還請求を行うことができるものとします。なお、返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の3事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬とします。

（8） その他の本業績連動型株式報酬制度の内容

本業績連動型株式報酬制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、対象取締役等のほか、当社子会社の取締役及び委任契約の執行役員の一部に対しても、本業績連動型株式報酬制度と概ね同様の業績連動型株式報酬制度を導入し、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

以 上